

第1 アンケート調査

1 調査方法等

合法木材供給に関するアンケート調査は、18年度は団体認定された合法木材供給事業者を対象として違法伐採材の排除とグリーン購入法の適用、認定取得の理由、仕入先や顧客の合法木材の関心、今後の合法木材の取扱方針などについて調査を実施した。

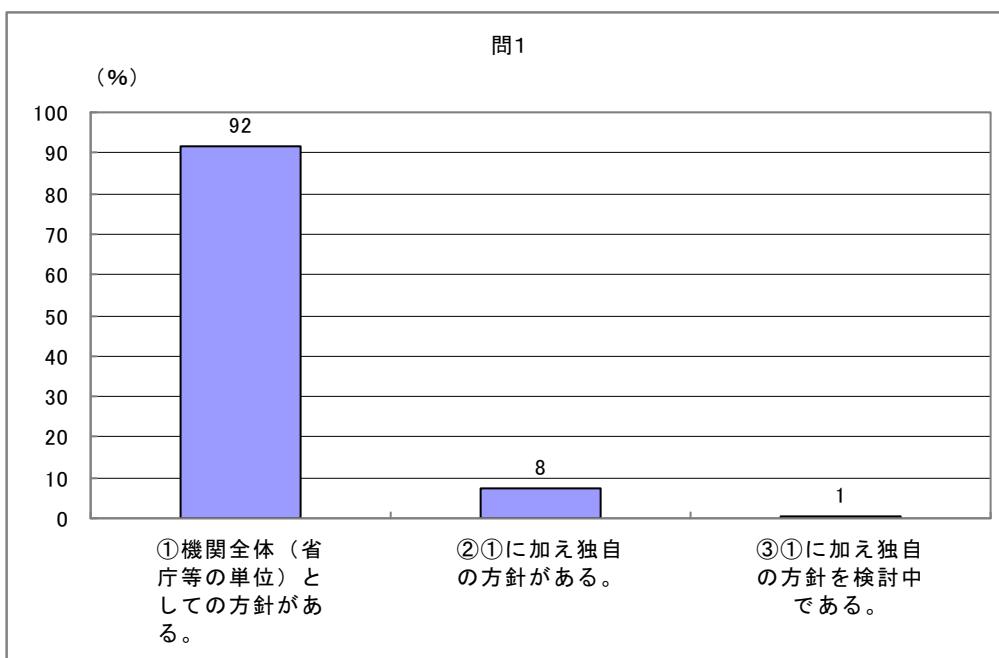
19年度のアンケート調査は、合法木材の調達実態、調達を行う際の供給上の問題点等について把握することを目的として実施した。調査時期は19年9月～10月で、調査対象機関は国の本省を除く地方支部分局、独立行政法人、国立大学、国立高等専門学校とし、平成19年7月時点において各省庁から公示されている「競争契約の参加資に関する公示」の別表に掲げる申請場所のうち、1355機関に発送した。この発送先は、機関によっては地方支部分局、その出先の地方事務所など々々であり、かつ実際に家具等の調達、建築物の建築の企画・設計を行う担当部局とは必ずしも一致しない場合も考えられたが、契約事務等の窓口であるこれらの先に調査票を送付した。回答を寄せいただいたのは452通で回収率は33パーセントであった。

この調査は、調査を通じて実際に物品等を調達する現地機関に合法木材制度の普及を図ることもねらいの一つとしていた。調査実施に当たっての問合せ、調査の記述内容をみれば一定の成果があったものと考えられる。制度がスタートして一年余に過ぎず、しかも、木材調達を行う機会が少ないという状況の中では、ましてのことであったと思われる。

2 調査結果

問1 貴機関には、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」といいます。)に基づく環境物品等の調達の推進を図る方針がありますか。該当するものに○を付してください。

問 1	回答者数	% (N=438)
①機関全体(省庁等の単位)としての方針がある。	402	92
②①に加え独自の方針がある。	33	8
③①に加え独自の方針を検討中である。	3	0
計	438	100



「国等による環境物品等の調達等に推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針についての設問である。この法律では第6条で各省各庁は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に關し、その推進を図るための方針を作成しなければならないとされている。設問に対する回答は独自の方針も加え「方針あり」が100パーセントであった。ただ、その他の欄の回答には、一部であるが「初めて知った」「法律を初めて知

った」「グリーン購入法については知っているが、合法木材については認識がない」といったものがあった。グリーン購入法、基本方針が必ずしも十分に浸透していないことがわかる。

今回のアンケートは、公表されている国の会計機関のうちの中央省庁を除く外局、地方支部分局等、国立大学、独立行政法人を対象としたものである。省庁によって権限が地方支部分局までのもの、さらに現地事務所まで権限委譲が図られているもの等々区々である。設問の「貴機関」の捉え方が曖昧になったことは否めないかもしれないが、1割弱の機関に「独自の方針がある」、「検討中」との回答があった。「独自の方針」が省庁各庁単位以外の地方部局・事務所の独自方針だとすれば、この取組がさらに進められることを期待したい。

(その他の回答)

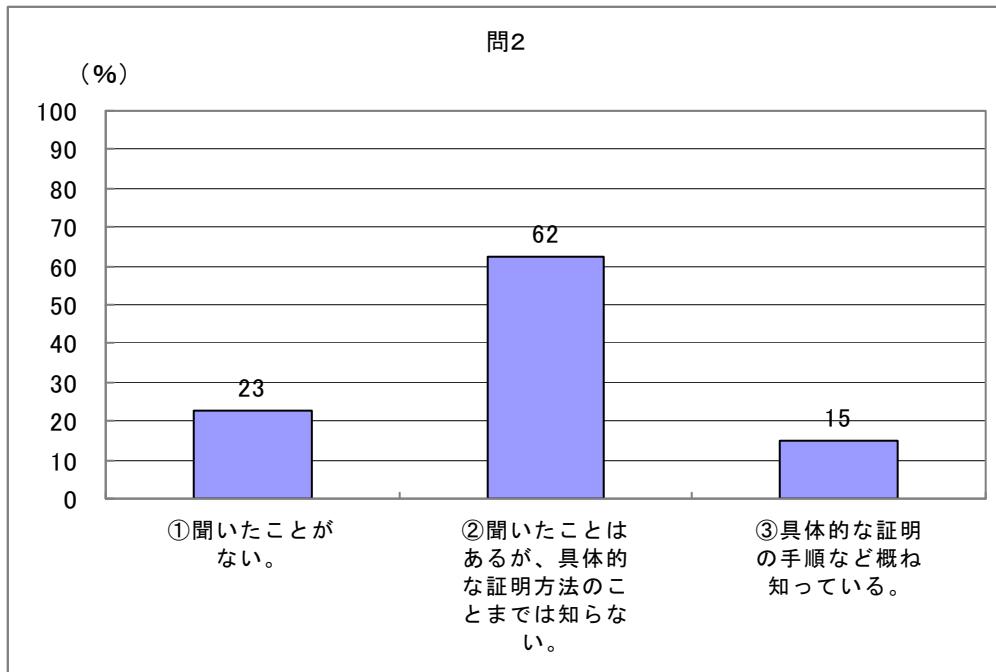
- ・ 初めて知った。
- ・ グリーン購入法に基づき調達している。
- ・ 紙類や文具等については仕様書にグリーン購入法適合品である旨を明記している。
- ・ 同法を初めて知ったので今後検討する。
- ・ グリーン購入法についての認識はあるが、合法木材制度については認識がなく調達の際に特に指定なし。

問2 合法性の証明された木材・木製品（以下「合法木材製品」といいます。）

についておたずねします。該当するものに○を付してください。

（合法木材制度の仕組みを別添付）

問 2	回答者数	% (N=450)
①聞いたことがない	103	23
②聞いたことはあるが、具体的証明方法までは知らない。	280	62
③具体的な証明の手順など概ね知っている	67	15
計	450	100

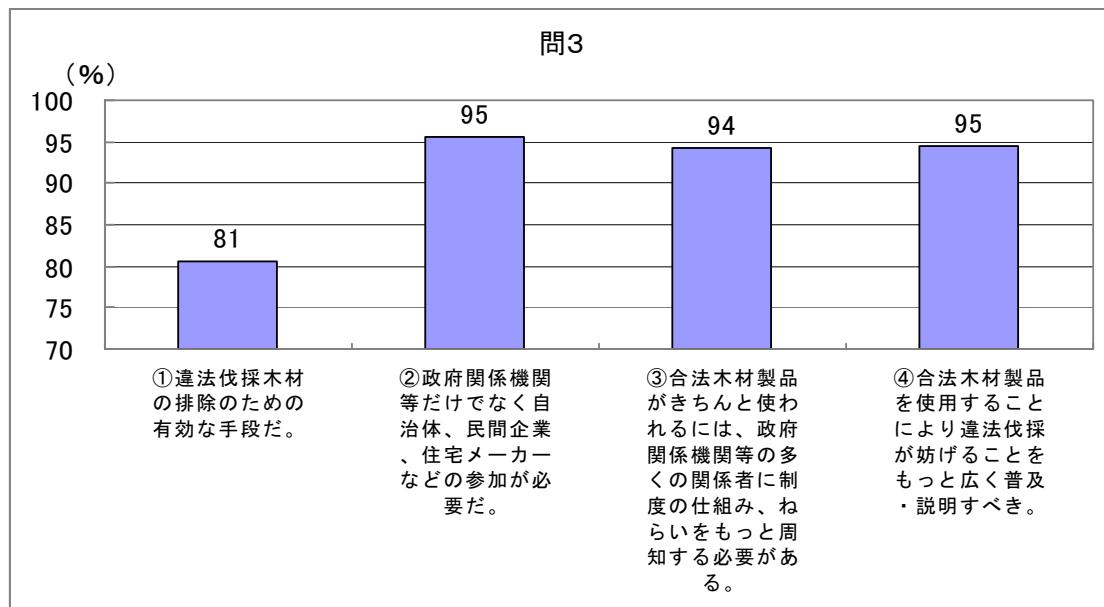


問2は、合法木材の知識に関する設問である。「聞いたことがない」が23パーセント、「聞いたことはあるが、具体的な証明方法のことまでは知らない」が62パーセントで合わせると85パーセントが合法木材制度を具体的に知らないという回答である。「具体的な証明の手順まで知っている」は15パーセントであった。グリーン購入法に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に合法木材が位置付けられて2年目であり、木材を調達する機会が仮に少ないことを割り引いたとしても、「合法木材制度」に対する認識度は低いといえよう。この制度の普及について、行政機関も含めて一層の取組みが必要である。

なお、アンケート用紙を配布する際に、合法木材制度の仕組みに関するパンフレット等を同封したので、これを機会に認識が深まる 것을期待したい。

問3 政府関係機関等の物品調達に際し、合法木材製品を優先的に使うことを通じて違法伐採木材を排除しようとするものですが、このことについてどのように考えますか。該当するものに○を付してください。

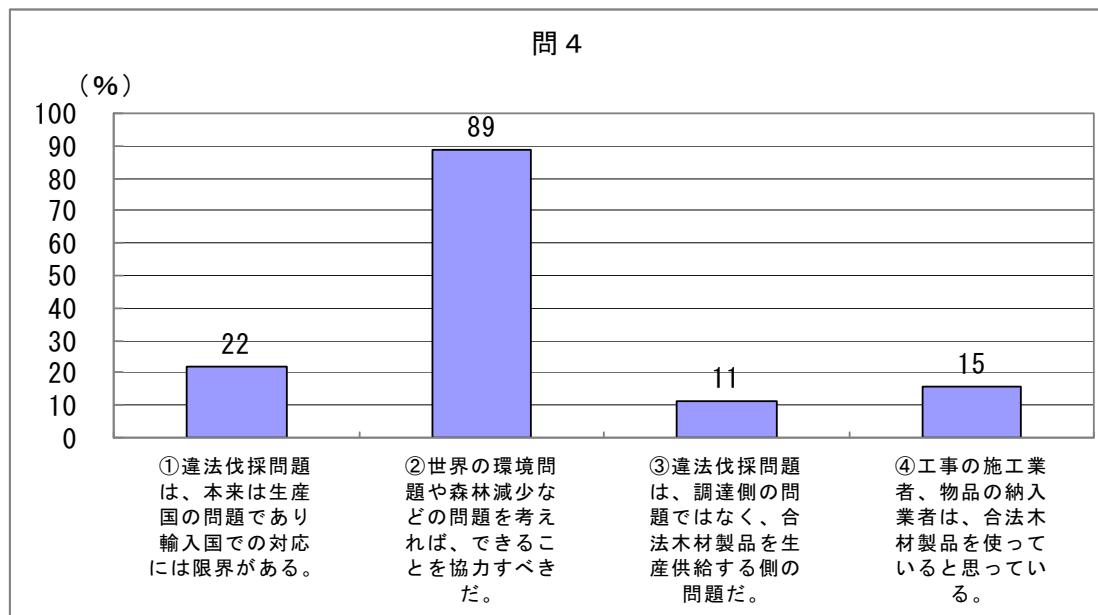
問 3	はい		いいえ		どちらともいえない		計 回答者数
	回答者数	%	回答者数	%	回答者数	%	
①合法伐採木材の排除のための有効な手段だ。	358	81	1	0	85	19	443
②政府関係機関等だけでなく自治体、民間企業、住宅メーカーなどの参加が必要だ。	424	95	0	0	20	5	444
③合法木材製品がきちんと使われるには、政府関係機関等の多くの関係者に制度の仕組み、ねらいをもっと周知する必要がある。	418	94	1	0	24	6	443
④合法木材製品を使用することにより違法伐採が妨げることをもっと広く普及・説明すべき。	420	95	0	0	24	5	444



問3は、合法木材優先使用による違法伐採木材排除に対する意識についての設問である。「合法木材優先使用が違法伐採木材排除に有効な手段だ。」が全体の81パーセント、「政府機関等だけでなく民間も含めて参加すべき」や「合法木材制度を多くの関係者にもっと周知すべき」「合法木材使用により違法伐採が防げることをもっと普及すべき」の回答は94～95パーセントである。合法木材製品の使用が違法伐採木材の排除に貢献するという意識は高いといえる。

問4 違法伐採の排除には様々な意見がありますが、どの意見に賛成しますか。該当するものに○を付してください（複数の回答可）。

問 4	回答者数	% (N=452)
①違法伐採問題は、本来は生産国の問題であり輸入国での対応には限界がある。	98	22
②世界の環境問題や森林減少などの問題を考えれば、できることを協力すべきだ。	401	89
③違法伐採問題は、調達側の問題ではなく、合法木材製品を生産供給する側の問題だ。	51	11
④工事の施工業者、物品の納入業者は、合法木材製品を使っていると思っている。	70	15



違法伐採の排除問題に関する設問である。「違法伐採問題は世界の環境問題等を考えればできることを協力すべき」の回答は9割である。一方で「調達側の問題ではなく生産供給者側の問題」の回答は1割であった。供給者だけの努力には限界があり調達側としてもできることを協力していく意識は高いといえる。「生産国の問題であり輸入国での対応には限界がある」の回答は2割で大宗は

輸出国の対応が重要との回答である。18年度に合法木材認定事業体を対象に同様の調査を実施しているが、それによると「輸入国での民間の対応には限界がある」との回答が22パーセント、「できることは協力すべき」は40パーセントであった。その時点では合法木材制度ができたばかりで事業者は認定事業者になった直後であることから、その結果は多少割引いて考えてもいいものの、今回の国等の機関の回答割合に比べると乖離がある。合法木材制度の普及定着の進展により、「できることは協力すべき」の認識が高まっていくものと思われる。

また、「物品の納入業者は合法木材を使っていると思っている」は、15パーセントであった。この回答率をどのように解釈するかは意見が分かれるところであろう。すなわち、「合法木材制度がなくても、いわゆる「合法」といえる木材を使っている」は15パーセント程度と理解するか、残りの85パーセントは「わからないので回答保留」なのか、「非合法も一部含まれている」との意識も含まれるのか不明である。しかし「わからないので回答保留」がほとんどではないかと考えられる。

その他の意見は、「需給バランスも検討すべき」「一般競争入札方式は最低価格方式となっており、仕様に合法木材の選択を前提とした総合評価方式の導入が必要」、「輸入材には国産材と同程度の価格となるだけの関税を課すべき」といった意見もあった。総じて生産供給側、調達側双方の努力すべき課題であるというのが多くの意見であった。

なお、「需給バランス」「関税付加」の意見については、国産材は輸入材に比べると高い、違法伐採を排除すれば需給バランスが崩れる、といった意識からであろうが、供給者側は輸入材と比べて国産材価格は高くないことや国内資源が充実してきていることなどの正しい情報をもっと広めていくことが必要であろう。

その他の意見

- ・ 調達側に問題がないとは言えない。
- ・ 機関として意見を言える立場にない
- ・ 合法木材製品を生産供給している者に対する罰則はないのか
- ・ 木材製品の需給バランスも検討すべき
- ・ 違法伐採を完全に排除することはできないと考える。需要量を一定と考えれば、違法伐採を取り締まるよりも、伐採元が再植樹を行っているかどうかを認定するシステムづくりの方がよいのでは。
- ・ 全世界において環境問題と合わせて考えていくことが大切だと思う。
- ・ 違法伐採問題は、調達側、生産供給側の両者が取り組むべき問題だと思う。

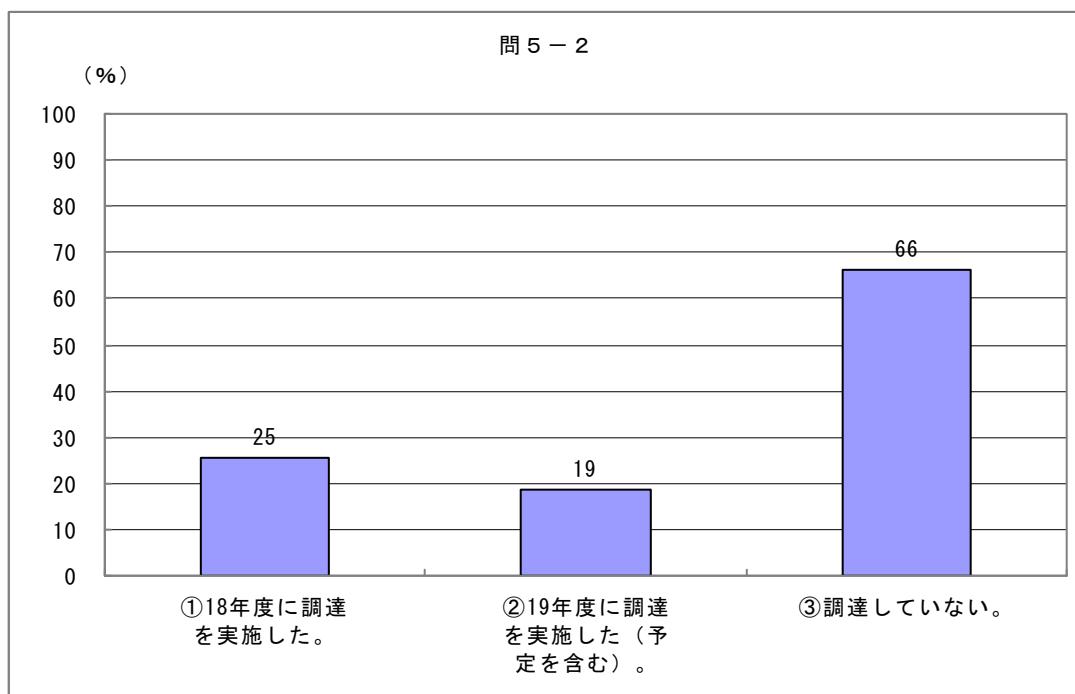
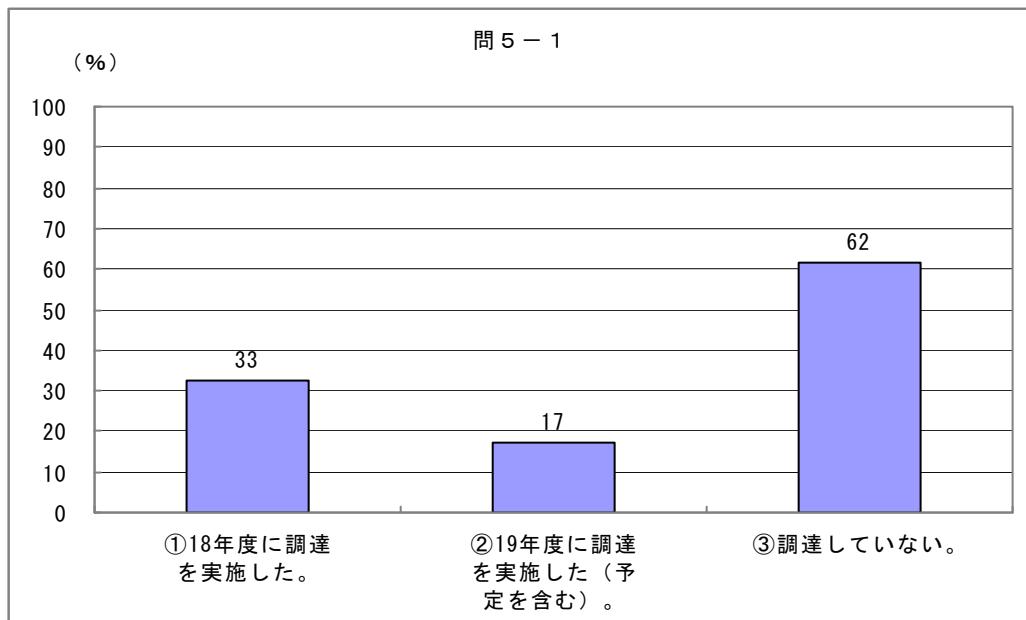
(売らない、買わない)

- 証明書は産業廃棄物方式（マニフェスト化）しなければ偽造が横行するだけ。法的手続きのなされていない輸入には国産材と同程度の価格となるだけの関税を課す。公共工事標準仕様書に「合法木材製品」の使用について記載すべき
- 生産国では合法だが日本では違法となることも考えられるので条約レベルで対応しないといけないのでは。
- 一般競争入札は、その殆どが最低価格方式となっており、仕様で合法木材製品を選択する旨を示すのはもちろん、広く総合評価方式を採用しこれらを積極的に採用できるシステムにしないと、なかなか推進できないのではないか。
- 調達側の規制が重要とかんがえる。
- 違法伐採問題は、調達側・供給側双方が協力しなければ解決できない問題であると思う。

問5 貴機関では平成18年度、19年度においてオフィス家具類、公共工事（建築、営繕工事など）で木材の調達を実施しましたか。該当するものに○を付してください。

問 5—1 オフィス家具等	回答者数	% (N=452)
①18年度に調達を実施した。	147	33
②19年度に調達を実施した(予定を含む)。	79	17
③調達していない。	278	62

問 5—2 公共工事(建築、営繕)	回答者数	% (N=452)
①18年度に調達を実施した。	115	25
②19年度に調達を実施した(予定を含む)。	85	19
③調達していない。	300	66



合法木材制度が始まったのは18年度からであるが、認定事業体の認定などその体制が整ってきたのは年度後半からである。実質的に合法木材の供給・使用がスタートするのは19年度からであろう。

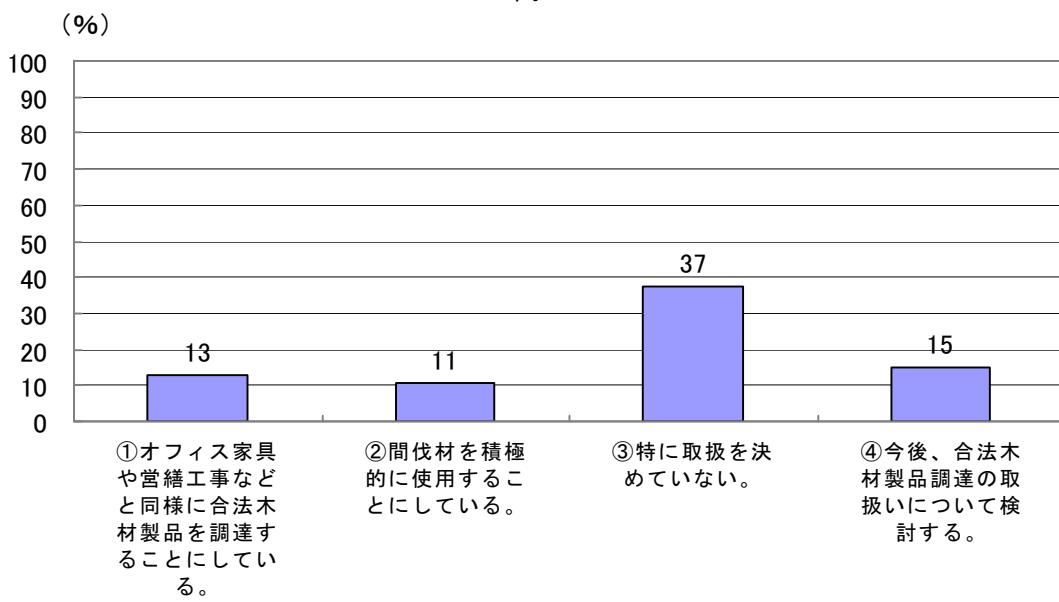
問5は、18年度、19年度のオフィス家具類、公共工事（建築、宮繕工事

など)で木材調達の実施・計画の有無についての設問である。18年度にオフィス家具等、公共工事における木材調達を実施したのは、それぞれ33パーセント、25パーセントであった。また、19年度(予定含む)では、それぞれ17パーセント、19パーセントであった。19年度は、18年度に比べて調達実施・計画が低くなっているが、これはアンケート調査が年度途中であったことによるかも知れない。いずれにしても、オフィス家具は3年に一回程度、営繕工事等は5年に一回程度の頻度で木材関係の物品等の調達を実施することになる。調達する機会は毎年ではなく、合法木材使用を広く関係者に普及定着していくには、このことも十分に踏まえておく必要がある。

問6 公共工事については建築の木工事等において対象となっていますが、その他の工事(道路、土地改良、林道、河川等の工事)において木材を使用される場合には、どのような取扱いをされていますか。ご参考までにおたずねします。該当するものに○を付してください。

問 6	回答者数	% (N=452)
①オフィス家具や営繕工事などと同様に合法木材製品を調達することにしている。	59	13
②間伐材を積極的に使用することにしている。	48	11
③特に取扱を決めていない。	168	37
④今後、合法木材製品調達の取扱いについて検討する。	68	15

問6



この問は、現時点でグリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針の調達品目の対象となっていない、「道路、土地改良、林道、土地改良、河川等の工事」において、木材を使用する際の取扱についての設問である。

「特に取扱いを決めていない」は37パーセントである。調達品目となっていないので止むを得ない回答率であろう。しかし、「オフィス家具や営繕工事などと同様に合法木材製品を調達する」が11パーセント、「今後合法木材製品調達を検討したい」が15パーセントと低い数値ではあるが、注目できる回答率である。その他の意見でも、合法木材を調達すべき等の意見もあった。中には、「今後は業者に対して証明書の提示等を求める」との意見もあった。この部門の木材調達についてグリーン購入法における取扱いの検討が進むことを期待したい。

その他の意見

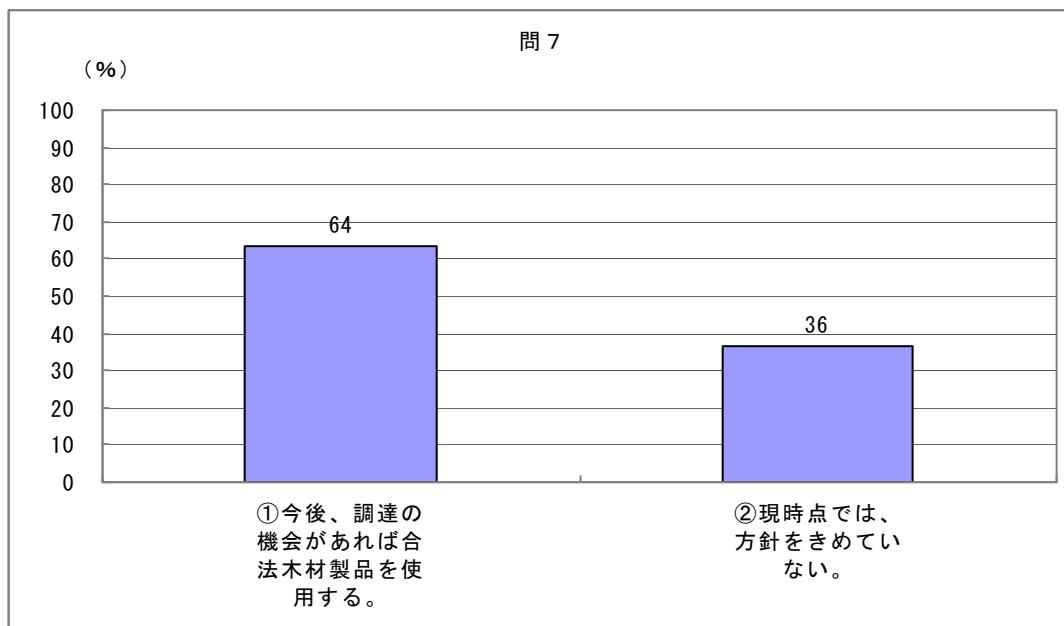
「該当の工事がない」の回答が大部分で、それ以外の意見は以下の通りである。

- ・ 今は工事をしていないため回答ができるが、今後は合法木材製品の調達を検討すべきと判断する。
- ・ 仕様書に合法木材を使用する旨記載することを検討
- ・ 該当はないが、意見として合法木材を調達すべきと思われる。
- ・ 現在建具等の取替えにおいてその材料である木材が合法木材であるかどうかの精査を行っていないが、今後は業者に対して証明書の提示等を求め

るなど積極的に取り組む必要はあると思う。

問7 問5の1, 2で③と回答された方に、今後の調達の考え方についておたずねします。

問 7	回答者数	% (N=302)
①今後、調達の機会があれば合法木材製品を使用する。	192	64
②現時点では、方針をきめていない。	110	36
計	302	100



問5で木材を調達していないと回答した機関の今後の調達の考え方を聞いたものである。「調達の機会があれば合法木材製品を使用する」が64パーセント、「現時点で方針を決めていない」が36パーセントである。オフィス家具、公共工事（建築、営繕）における木材調達は、グリーン購入法では基本的に合法木材を調達することとされている中で、明確な方針を決めてもらいたいもので

ある。前述のとおり、オフィス家具、公共工事（建築、営繕）は3～5年に一回程度の調達で、このことが「現時点で方針を決めていない」の回答率に現れているのかも知れない。すなわち、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の基準にはかなり多くの品目が掲上されていて、通常は直接関係のない分野には注意深く目を通すことが少ないとということからではないかと考えられる。

その他の意見

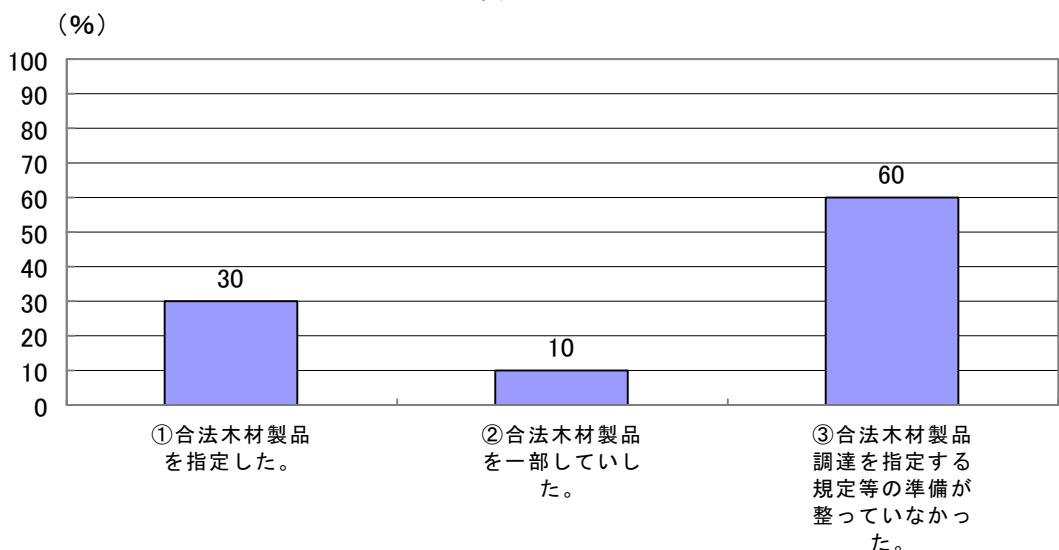
- ・ 本省からの指示によるものと考えている
- ・ 確認マークが普及しておらず、カタログに載っていないのが現状。カタログ等で確認できないと調達は困難
- ・ 必要性がない

問8 問5の1、2で①又は②に回答された方におたずねします。

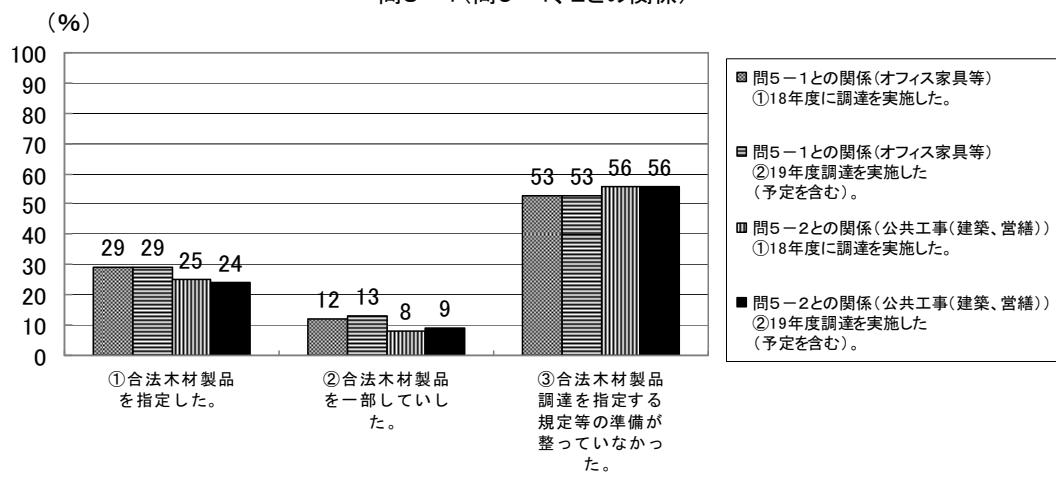
1 調達に際し、合法性の証明された合法木材製品を指定されましたか。該当するものに○を付してください。

問 8 - 1	回答者数		問 5-1との関係 (オフィス家具等)				問 5-2との関係 (公共工事(建築、営繕))			
			①18年度に調達を実施した。 (N=147)		②19年度調達を実施した (予定を含む) (N=79)		①18年度に調達を実施した (N=115)		②19年度調達を実施した(予定を含む) (N=85)	
	回答者数	%	回答者数	%	回答者数	%	回答者数	%	回答者数	%
① 合法木材製品を指定した。	60	30	42	29	23	29	29	25	20	24
②合法木材製品を一部していした。	20	10	17	12	10	13	9	8	8	9
③合法木材製品調達を指定する規定等の準備が整ってなかった。	119	60	78	53	42	53	64	56	48	56
計	199	100	—	—	—	—	—	—	—	—

問8-1



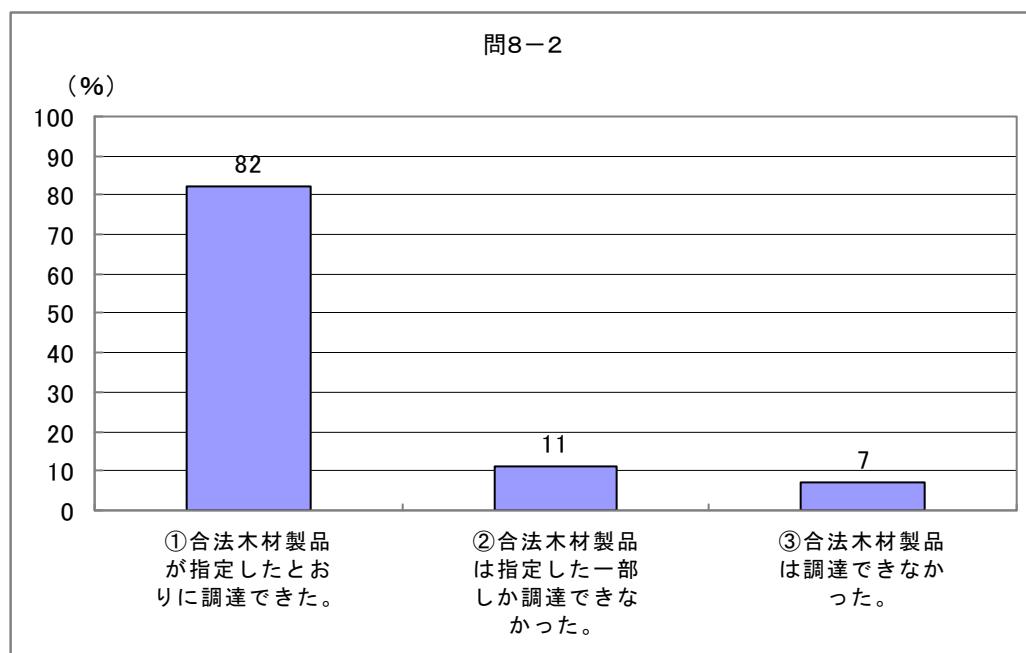
問8-1(問5-1、2との関係)

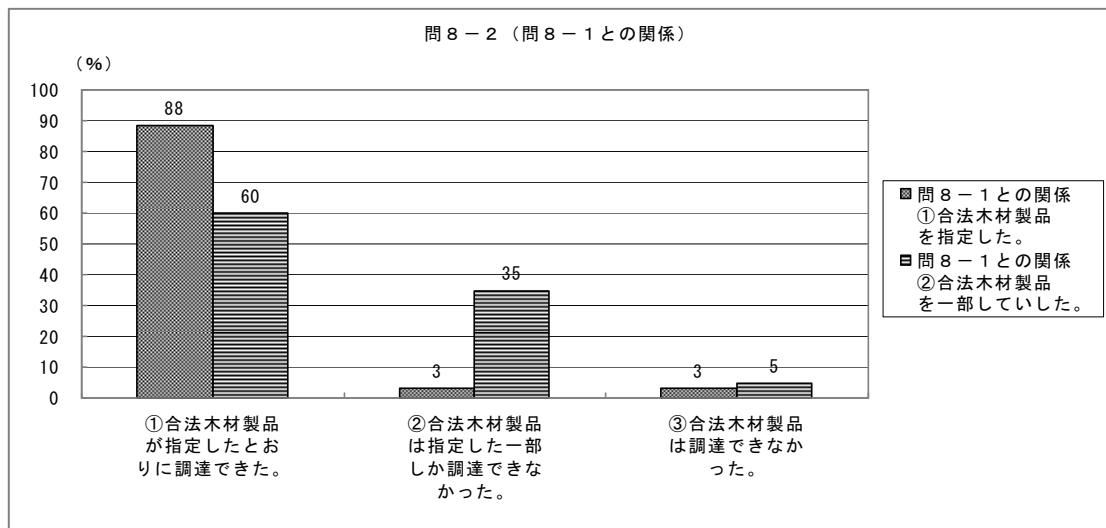


18年度、19年度にオフィス家具、公共工事（建築、營繕など）で木材を調達した機関のうち、調達に際し合法木材製品を指定したかどうかの設問である。「合法木材製品を指定している」は30パーセント、「合法木材製品を一部指定した」は10パーセントで、「指定する規定等の準備ができていなかった」は60パーセントであった。オフィス家具等、公共工事別では、オフィス家具等が指定等の比率はやや高い。18年度と19年度の比較では、ほとんど変化はない。「合法木材製品調達を指定する規定等の準備が整っていなかった」は、18年度は制度発足直後で周知徹底不足があったかもしれないが、19年度においても6割の回答があったのは多すぎるのではないか。周知徹底を期待したい。

問8の2 上記①, ②に回答された方におたずねします。該当するものに○を付してください。

問 8-2	回答者数		問 8-1 との関係			
			①合法木材製品を指定した。(N=60)		②合法木材製品を一部指定した。(N=20)	
	回答者数	%	回答者数	%	回答者数	%
① 合法木材製品が指定したとおりに調達できた。	65	82	53	88	12	60
② 合法木材製品は指定した一部しか調達できなかつた。	9	11	2	3	7	35
③ 合法木材製品は調達できなかつた。	5	7	2	3	1	5
計	79	100	—	—	—	—

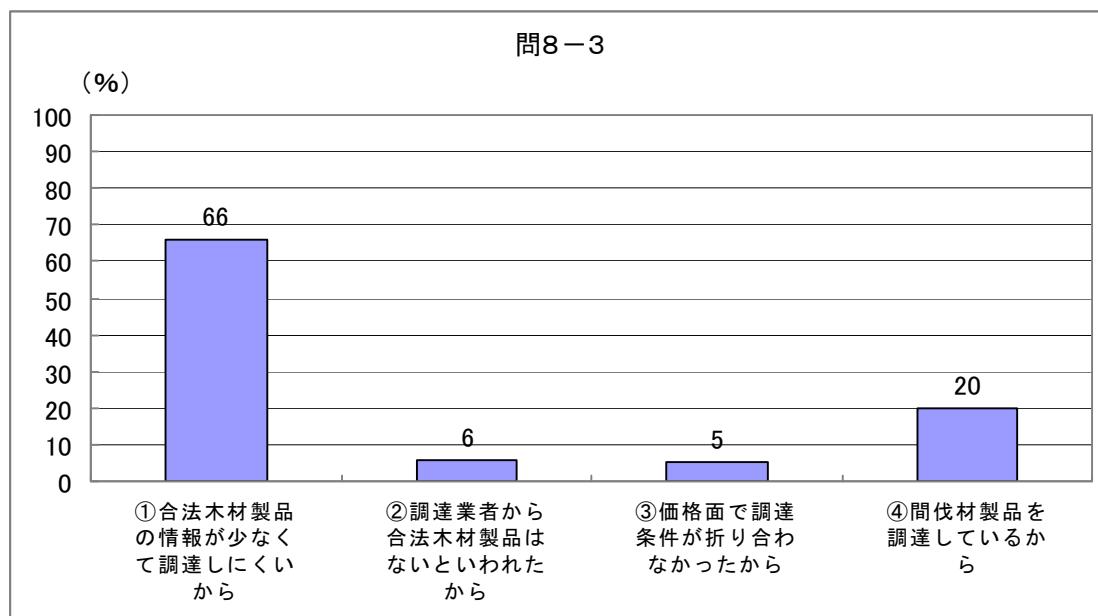




この設問は、合法木材を指定又は一部指定した場合に指定どおりに調達できたかどうかを聞いたものである。回答者数がかなり少ないので、統計的にはいさか疑問があるものの、「指定どおりに調達できた」は8割で、残りは「一部しか調達できなかつた」「調達できなかつた」である。また、「指定」「一部指定」別には「合法木材を指定した」は、9割は指定通りに調達できたとの回答である。「合法木材を一部指定した」機関は指定した通りに調達できたとの回答は6割である。発注者サイドの明確な意思、指示がこの回答割合に現れているといえよう。

問8の3 上記2の②, ③に回答された方におたずねします。合法木材製品の調達指定ができなかった（一部を含む）理由はどのようなことでしょうか。該当するものに○を付してください（複数の回答可）

問8-3	回答者数	
	回答者数	%
① 合法木材製品の情報が少なくて調達しにくいから	41	66
② 調達業者から合法木材製品はないといわれたから	4	6
③ 価格面で調達条件が折り合わなかったから	5	5
④ 間伐材製品を調達しているから	12	20
計	62	100



合法木材製品調達の指定又は一部指定ができなかった理由についての設問である。「合法木材製品の情報が少なくて調達しにくいから」が66パーセント、「合法木材はないといわれたから」が6パーセントで、合わせて72パーセン

トが合法木材の情報不足等であった。また「間伐材を調達している」が20パーセントである。回答者数がかなり少なく、いささか精度の面で疑問はあるにしても供給サイドの取組みが問われている回答率といえよう。

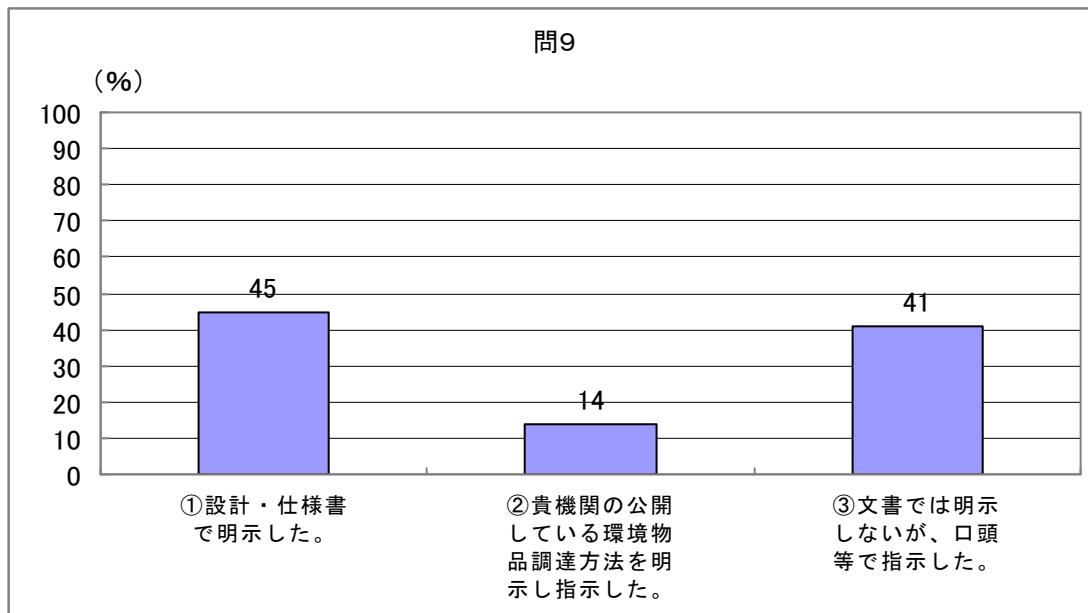
その他の意見は、調達上の具体的な問題点の記述を期待したのであるが、これに対する直接的意見は「納品された確認が難しい」「納入者が理解していなければ難しい」などの意見があった。

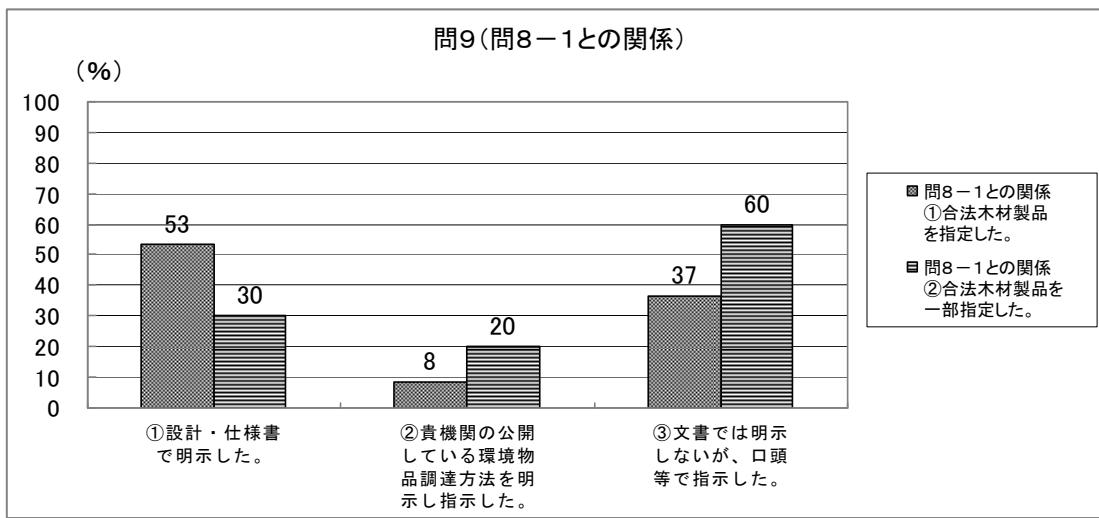
その他の主な意見

- ・グリーンマーク製品であることで調達している。
- ・木材製品の調達にあたって、合法木材製品を指定するよう指示されていない。
- ・合法木材については特に意識していなかったが、グリーン購入法には気を付けていた。
- ・納入業者が理解していなければ調達は難しい。
- ・オフィス家具等の調達に際しては、仕様書にG法適合、ISO14001及び9001の認証を取得したメーカーの製品であることを明示している。
- ・合法木材製品が納品されたという確認が大変難しい。
- ・合法木材証明制度を知らなかった。
- ・規程等（仕様書）の整備が間に合っていなかった。
- ・オフィス家具類を取扱う業者が、合法木材製品の証明に未対応であったため。
- ・現在のところ、合法木材製品の調達について検討していない。
- ・納入業者自身も合法木材製品かどうか把握していなかったため。
- ・グリーン購入法適合商品であることを仕様にしている。

問9 問8の①、②に回答された方に（以下の設問は同じ）、発注条件の対応についておたずねします。該当するものに○を付してください。

問 9	回答者数		問8-1との関係			
			①合法木材製品を指定した。(N=60)	②合法木材製品を一部指定した。(N=20)	回答者数	%
回答者数	%	回答者数	%	回答者数	%	
①設計・仕様書で明示した。	39	45	32	53	6	30
②貴機関の公開している環境物品調達方法を明示し指示した。	12	14	5	8	4	20
③文書では明示しないが、口頭等で指示した。	35	41	22	37	12	60
計	86	100	—	—	—	—





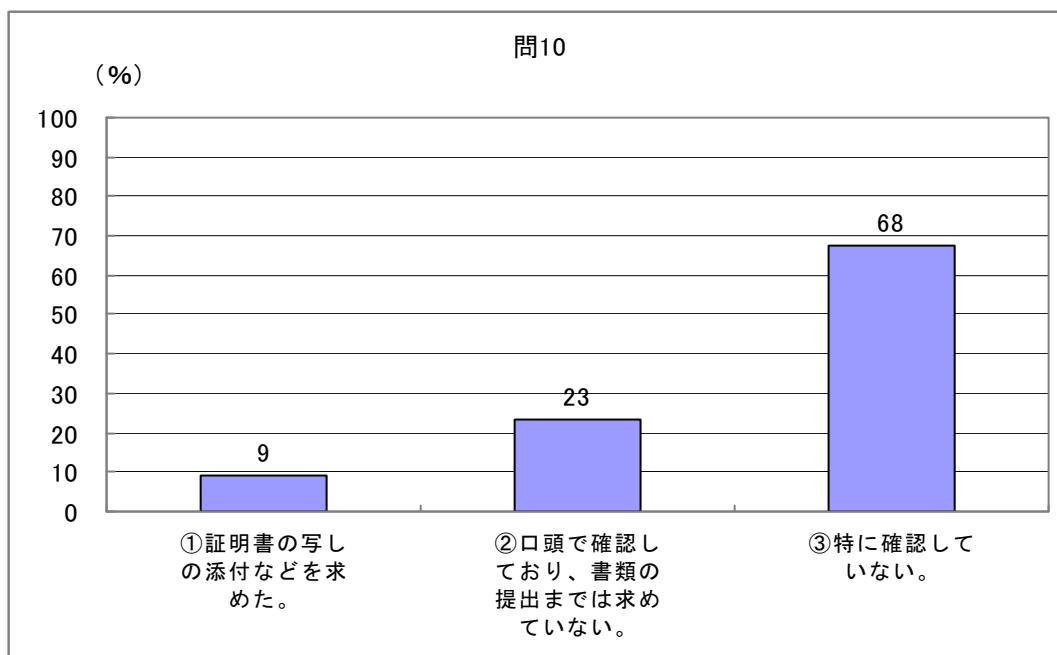
発注条件に関する指示の仕方に関する設問である。問8-1でみたように「調達に際し合法木材の指定、一部指定」の回答は合わせて40パーセントであった。回答総数は86で、設計・仕様で明確に明示しているのは45パーセントで、残りの55パーセントは明確な指示は出していない。45パーセントとっても、木材を調達した回答者のうち合法木材指定又は一部指定の回答者の中でのウエイトである。全体からみれば設計・仕様で明確にしている機関は、残念ながらかなり少ないといえよう。「指定」「一部指定」別の指定方法は、「口頭」によるものが、「指定」で37パーセント、「一部指定」で60パーセントを占めている。受注者が「合法木材」を十分に理解して、資材を木材関係業者等から調達する際に混乱がないようにするためには設計・仕様書に明確に書き込むことが重要である。

その他の意見

- ・発注する場合には仕様書等に明記し、また、家具、文房具などは、カタログ等でグリーン購入法に適合しているかの確認を行い発注している。
- ・カタログよりグリーン購入法適用商品を選んで発注しており、要求書の段階で明示している。
- ・「グリーン購入法適合品」と明示されているものを証明品と解釈し、発注した。
- ・調達にあたっては、グリーン購入法に適合することを条件としている。

問10 受注者から物品の納入、工事完了があった場合には、合法木材製品であることの確認はどのようにされていますか。該当するものに○を付してください。

問 10	回答者数	% (N=315)
① 証明書の写しの添付などを求めた。	29	9
② 口頭で確認しており、書類の提出までは求めていない。	73	23
③ 特に確認していない。	213	68
計	315	100



物品の納入、工事完了があった場合の合法木材製品の確認方法についての設問である。「証明書の写しを求める」との回答者数は29で、問9の「設計・仕様書で明示した」回答数にほぼ近い。合法木材使用を設計・仕様で明確にすれば「証明書の写しを求める」のは当然のことといえよう。「口頭で確認」については23パーセント、「特に確認していない」は68パーセントであった。

その他の意見は、「カタログでグリーン購入法の対象となっているものを指定」「グリーン購入法適合商品のみ購入」「官公庁なので業者側がグリーン購入

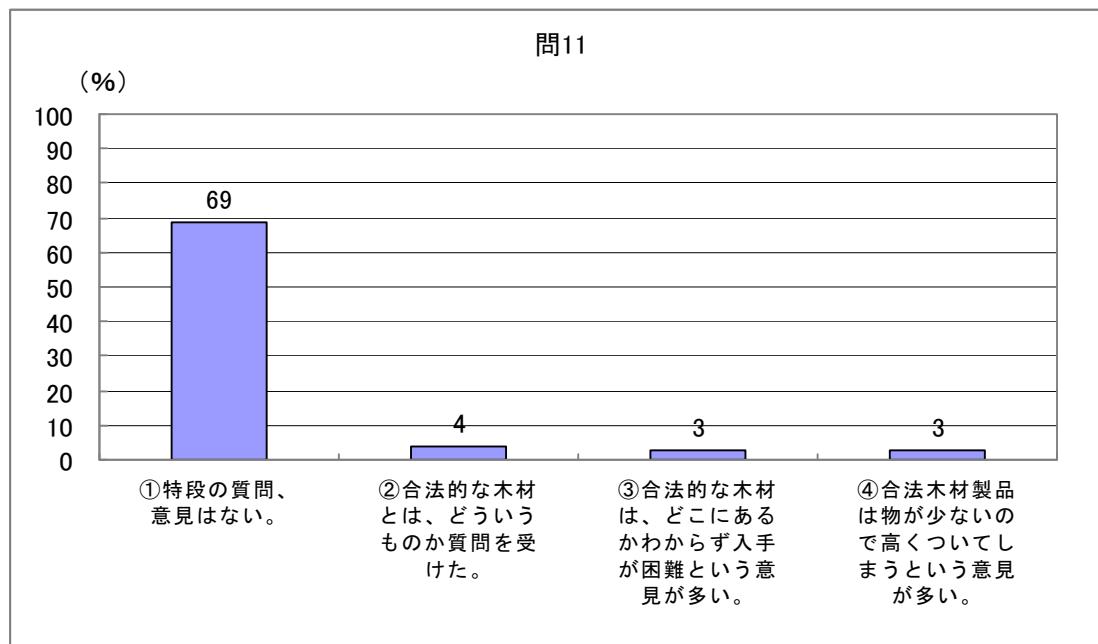
法に基づく環境物品を納品する」といったものがあるが、これらは家具等の調達を念頭においていた回答であろう。「合法木材使用の家具等を購入」といった回答が一部を除いて見当たらないことは、合法木材の普及・浸透が十分に進んでいないということであろう。

(その他の主な意見)

- ・木材製品の発注をしたことがないが、発注すれば書類の提出を求める。
- ・今後、検討していきたい。
- ・今後あれば納品書等に明示させる
- ・納品書を受領している。
- ・合法木材製品を調達していないのでわからない
- ・物品購入等では「カタログでグリーン購入法の対象となっているものを指定して購入している。
- ・今後、証明書等を求める。
- ・発注の際、グリーン購入法適合の商品のみを注文している。
- ・官公庁なので業者側がグリーン購入法に基づく環境物品を納品している。
- ・現在においては、証明書又は合法的な木材であることを記載しているカタログ等の提出を求めている。
- ・基本的に環境物品等の調達方針に基づいて業者との取引を行っており、HP等でこれを周知し、可能な限りグリーン購入法に従い調達を行っている。

問11 合法木材製品の使用について、納入サイドの方からは、どのような質問・意見等がありますか。該当するものに○を付してください（複数の回答可）。

問 11	回答者数	% (N=452)
① 特段の質問、意見はない。	310	69
② 合法的な木材とは、どういうものか質問を受けた。	18	4
③ 合法的な木材は、どこにあるかわからず入手が困難という意見が多い。	13	3
④ 合法木材製品は物が少ないので高くついてしまうという意見が多い。	12	3



この設問は、発注者が合法木材使用の指定を行った場合に、受注者から合法木材についての質問、入手上の問題点などはどのような質問・反応があるかを聞いたものである。7割は「特段の質問はない」である。「合法木材の質問を受けた」「合法木材の入手が困難」「合法木材は高くついてしまう」は合わせても

3～4パーセントである。問2における合法木材の認知度からすれば、これらの回答比率はもっと大きなものになっておかしくはない。ただ、これらの回答者が問8－1の「合法木材を指定した」「合法木材製品を一部指定した」と回答した機関の相当数に当たるとすれば、合法木材制度について受注者たる建築業に対する普及、合法木材供給体制の情報提供など取り組むべき課題が多い。

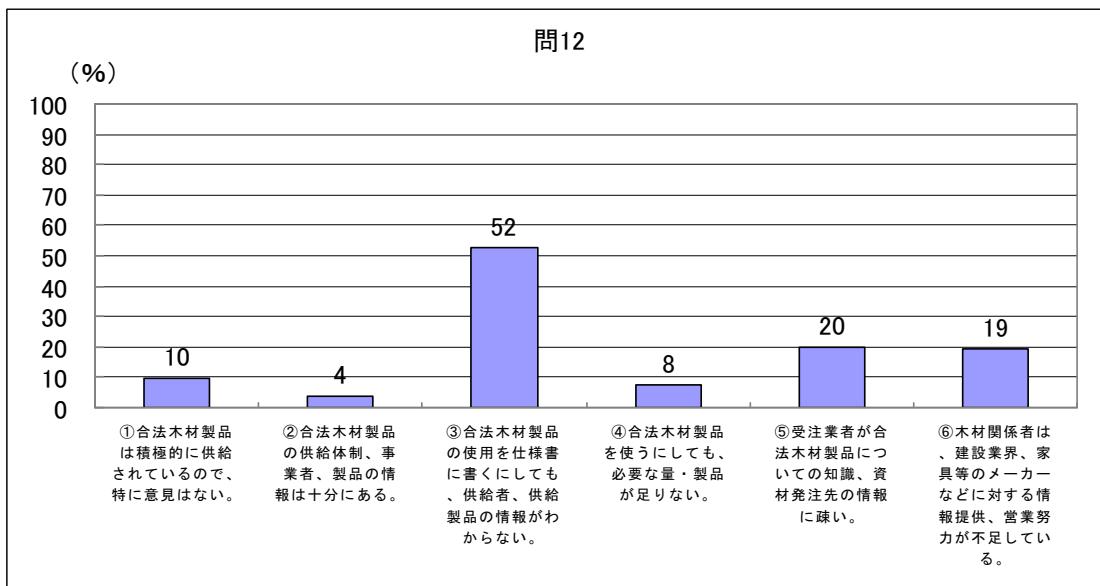
その他の意見には、「合法証明の書類が入手できない」「納入会社、納入関連会社も制度の知識がない」「製品がない」などである。納材に係る流通は多くは多段階かつ複雑な経路を経ている。これら多くの関連業者への合法木材制度の普及は、対象者、方法含めて検討課題であろう。

その他の主な意見

- ・合法的な木材を証明する書類が入手できないので、合法的な木材を使用していても書類で証明することが難しい。
- ・18年度調達実績調べの際に納入業者に対して本件に係る物品の確認を行った。合法木材製品に関する知識が無く、他社にも確認してもらったが、浸透していないようである。
- ・まず納入会社（事務用品を主に扱っている大きめの会社）が知らなかった。証明書入手するために、納入会社がメーカーに問い合わせても、その窓口の担当者も知らないくて、その担当者が社内を調査してみると、その業務に関っている一部の人が知っているぐらいの感じであった。そのため証明書を発行してもらうまでに時間がかった。
- ・県森連を通して購入したため納入者が理解していた。
- ・建具等製材以外については、まだまだ対応製品が少ない
- ・証明書の発行の仕方について質問があった。
- ・複数の業者に確認したが、合法木材製品についてほとんど知らなかった。
- ・家具等の証明を取る場合、製材工場までは証明書があるが、それ以降は証明書がない

問12 合法木材製品の調達に関してご意見をうかがいます。該当するものに○を付してください（複数の回答可）。

問 12	回答者数	% (N=452)
① 合法木材製品は積極的に供給されているので、特に意見はない。	44	10
② 合法木材製品の供給体制、事業者、製品の情報は十分にある。	17	4
③ 合法木材製品の使用を仕様書に書くにしても、供給者、供給製品の情報がわからない。	237	52
④ 合法木材製品を使うにしても、必要な量・製品が足りない。	35	8
⑤ 受注業者が合法木材製品についての知識、資材発注先の情報に疎い。	89	20
⑥ 木材関係者は、建設業界、家具等のメーカーなどに対する情報提供、営業努力が不足している。	88	19



最後の設問は、合法木材についての認知、供給情報等に関するものである。「供給情報がわからない」の回答が最も多く5割となっている。そして「受

注業者が合法木材製品についての知識、資材発注先の情報に疎い」「木材関係者は、建築業者、家具等のメーカーなどに対する情報提供、営業努力が不足」が約2割である。「事業者、製品情報は十分にある」「製品が足りない」はそれだけれ4パーセント、8パーセントに過ぎない。いってみれば、供給者サイドの事業体情報、製品の供給体制情報など、顧客・需要サイドにきちんと伝わる取組みが急がれよう。

その他の意見では、合法木材を使いやすいように「マークの表示」「カタログ整備」、「需要者に対する情報提供」「共通工事仕様書への規定化」などが主なものである。

（他の意見）

- ・合法木材を証明するマークの統一化はできないのか。
- ・工事等の実績がなく文具等の購入がほとんどであるが、商品カタログ等に積極的に合法証明マーク等の表示がなされると安心して購入できる。
- ・国・受注業者とも現時点では情報不足であり制度的に整っていないのでは。
- ・今後、木材の調達がある際は「合法木材製品」についても仕様等に盛り込むよう積極的に検討するようにしたい。
- ・現在調達しているものについては、全て合法木材製品であると思っているが、調達の都度確認をしているわけではないので、実際のところはわからない。
- ・合法木材製品に関する知識及び情報等が不十分である。
- ・間伐材製品を積極的に利用している
- ・証明書入手することに手間がかかる。今の段階ではこちらから「証明書をください」と求めていかないともらえない。できれば、合法木材マークがカタログとか木材そのものに表示されて、その確認でOKという方式であれば助かる。「合法木材を使う」という認識も一般にも広まると思う。
- ・オフィス家具等の調達、公共工事を行っているが、木材製品を使用していないと思われるため、合法木材製品を優先的に使う等について特段の配慮をしていない。
- ・業界（製造者）に対し合法木材の使用を義務づける（罰則つき）法整備を働きかけなければ状況は変化しない。
- ・本当に合法的なものか懐疑的。
- ・木材調達の機会があまりないためだと思うが、合法性木材についてはそれほど知識がなかった。民間にも広げていくために、もっとPRしてもよいと思う。
- ・末端の実需者に対してもわかりやすい情報提供をお願いしたい。
- ・官公庁における調達では一般競争入札が多い為、価格面での対策を考えた方がよいのではないかと思われる。

- ・工事共通仕様書(公共建築建設工事標準仕様書・公共住宅建設工事標準仕様書等)に規定されれば、周知も進み普及が図られるのではないか。
- ・製品コスト及び普及状況に関する情報が少なく、規定等の作成が困難である。
- ・調達物品に対し合法証明の記載等が明確でない場合がある。
- ・合法木材製品は具体的にどのようなものなのか、もっと情報を収集し、法律も含め、勉強する必要があると感じた。
- ・受注業者が証明方法を知らない

3 まとめ

具体的課題などを整理すると以下の通りである。

- (1) 国等の地方機関等の「合法木材制度」についての周知は必ずしも十分ではない。これらの機関は、オフィス家具等や公共工事（建築、修繕）は3～5年に一度の調達であり、このことを踏まえれば「合法木材制度」の周知・浸透に一層の取組みが必要である。
- (2) 工事等を発注した場合、合法木材を指定する機関等は4割程度で、しかも、設計・仕様で明確にしたのは限られている。次第に多くの機関が取組むようになってきていると思われるが、合法木材使用の促進には、設計・仕様で明確にすることが重要である。
- (3) 工事等の発注者・受注者は、合法木材の制度、供給に関する情報がわからないという回答者が多い。木材の調達は、実に多くの納材業者、流通業者を経て行われる。発注者、工事等受注者、納材関係者などに対する幅広い情報提供、普及が課題である。
- (4) 合法木材を使用するに当たって、わかりやすいように「カタログ整理」「マーキング」が必要との意見があった。合法木材の使用を円滑に推進していくためには、このことをどのように整理していくか課題である。

(参考)

物品等調達に当たっての「合法木材製品」使用に関するアンケート調査票

問1 貴機関には、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」といいます。)に基づく環境物品等の調達の推進を図る方針がありますか。該当するものに○を付してください。

- ① 機関全体(省庁等の単位)としての方針がある。()
- ② ①に加え独自の方針がある。 ()
- ③ ①に加え独自の方針を検討中である。 ()
- ④ その他(具体的に記述してください。)



問2 合法性の証明された木材・木材製品(以下「合法木材製品」といいます。)についておたずねします。該当するものに○を付してください。

- ① 聞いたことがない。()
- ② 聞いたことはあるが、具体的な証明方法のことまでは知らない。()
- ③ 具体的な証明の手順など概ね知っている。()

(注)

合法木材証明制度の仕組みは別添のとおりです。

問3 政府関係機関等の物品調達に際し、合法木材製品を優先的に使うことを通じて違法伐採木材を排除しようというのですが、このことについてどのように考えますか。該当するものに○を付して下さい。

- ① 違法伐採木材の排除のための有効な手段だ。
はい () いいえ () どちらともいえない ()
- ② 合法木材製品がきちんと使われるには、政府関係機関等の多くの関係者に制度の仕組み、ねらいをもっと周知する必要がある。
はい () いいえ () どちらともいえない ()
- ③ 合法木材製品を使用することにより違法伐採が防げることをもっと広く普及・説明すべき。
はい () いいえ () どちらともいえない ()

問4 違法伐採の排除には様々な意見がありますが、どの意見に賛成しますか。

該当するものに○を付してください(複数の回答可)。

- ① 違法伐採問題は、本来は生産国の問題であり輸入国での対応には限界がある。()
- ② 世界の環境問題や森林減少などの問題を考えれば、できることを協力すべきだ。()
- ③ 違法伐採問題は、調達側の問題ではなく、合法木材製品を生産供給する側の問題だ。()
- ④ 工事の施工業者、物品の納入業者は、合法木材製品を使っていると思っている。()
- ⑤ その他(ご意見を記述してください)



問5 貴機関では平成18年度、19年度においてオフィス家具類、公共工事(建築、営繕工事など)で木材の調達を実施しましたか。該当するものに○を付してください。

1 オフィス家具等

- ① 18年度に調達を実施した。()
- ② 19年度に調達を実施した(予定を含む)。()
- ③ 調達していない。()

2 公共工事(建築、営繕)

- ① 18年度に調達を実施した。()
- ② 19年度に調達を実施した(予定を含む)。()
- ③ 調達していない。()

問6 公共工事については、建築の木工事等において対象となっていますが、その他

の工事(道路、土地改良、林道、河川等の工事)において木材を使用される場合に

は、どのような取扱いをされていますか。ご参考までにおたずねします。

該当するものに○を付してください。

- ① オフィス家具や営繕工事などと同様に合法木材製品を調達することにしている。()
- ② 間伐材を積極的に使用することをしている。 ()
- ③ 特に取扱いを決めていない。 ()
- ④ 今後、合法木材製品調達の取扱いについて検討する。()
- ⑤ その他(ご意見を記述してください。)



問7 問5の1,2で③と回答された方に、今後の調達の考え方についておたずねします。

- ① 今後、調達の機会があれば合法木材製品を使用する。()
- ② 現時点では、方針を決めていない。()
- ③ その他(具体的に記述してください)



問8 問5の1,2で①又は②に回答された方におたずねします。

1 調達に際し、合法性の証明された合法木材製品を指定されましたか。該当するものに○を付してください。

- ① 合法木材製品を指定した。 ()
- ② 合法木材製品を一部指定した。 ()
- ③ 合法木材製品調達を指定する規程等の準備が整っていなかった。 ()

2 上記 1 の①,②に回答された方におたずねします。該当するものに○を付してください。

- ① 合法木材製品が指定したとおりに調達できた。 ()
- ② 合法木材製品は指定した一部しか調達できなかつた。 ()
- ③ 合法木材製品は調達できなかつた。 ()

3 上記2の②,③に回答された方におたずねします。合法木材製品の調達指定ができなかった(一部を含む)理由はどのようなことでしょうか。該当するものに○を付してください(複数の回答可)。

- ① 合法木材製品の情報が少なくて調達しにくいから ()
- ② 調達業者から合法木材製品はないといわれたから ()
- ③ 価格面で調達条件が折り合わなかったから ()
- ④ 間伐材製品を調達しているから ()
- ⑤ その他(具体的に記述してください) ()



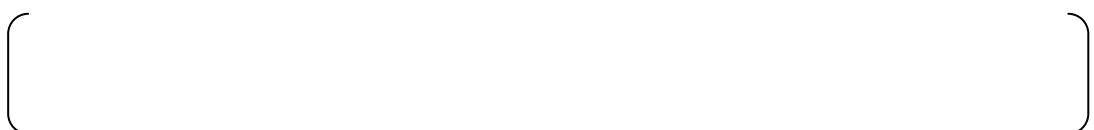
問9 問8の1の①,②に回答された方に(以下の設問は同じ)、発注条件の対応についておたずねします。該当するものに○を付してください。

- ① 設計・仕様書で明示した。 ()
- ② 貴機関の公開している環境物品調達方針を明示し指示した。()
- ③ 文書では明示しないが、口頭等で指示した。 ()
- ④ その他(具体的に記述してください) ()



問10 受注者から物品の納入、工事完了があった場合には、合法木材製品であることの確認はどのようにされていますか。該当するものに○を付してください。

- ① 証明書の写しの添付などを求めた。 ()
- ② 口頭で確認しており、書類の提出までは求めていない。 ()
- ③ 特に確認していない。 ()
- ④ その他(具体的な例を記述してください) ()



問11 合法木材製品の使用について、納入者サイドの方からは、どのような質問・意見等がありますか。該当するものに○を付してください(複数の回答可)。

- ① 特段の質問、意見はない。 ()
- ② 合法的な木材とは、どういうものか質問を受けた。 ()
- ③ 合法的な木材は、どこにあるかわからず入手が困難という意見が多い。 ()
- ④ 合法木材製品は物が少ないので高くついてしまうという意見が多い。 ()
- ⑤ その他(具体的な例を記述してください)



問12 合法木材製品の調達に関してご意見を伺います。該当するものに○を付してください(複数の回答可)。

- ① 合法木材製品は積極的に供給されているので、特に意見はない。()
- ② 合法木材製品の供給体制、事業者、製品の情報は十分にある。 ()
- ③ 合法木材製品の使用を仕様書に書くにしても、供給者、供給製品の情報がわからない。()
- ④ 合法木材製品を使うにしても、必要な量・製品が足りない。()
- ⑤ 受注業者が合法木材製品についての知識、資材発注先の情報に疎い。()
- ⑥ 木材関係者は、建設業界、家具等の取扱店・メーカーなどに対する情報提供、営業努力が不足している。()
- ⑦ その他(具体的な例をご記入ください)

